

第209回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 令和7年12月22日（月）
午前10時00分～10時25分
場所 群馬県庁29階 第1特別会議室

第209回群馬県都市計画審議会

1 開催日時 令和7年12月22日（月） 午前10時00分～10時25分

2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

3 出席委員 小磯 正康、津久井 晴美、今泉 芳雄、馬場 早苗、内田 満夫、橋本 雅道（代理 江波戸孝明）、菅家 秀人（代理 野中泰史）、入内島 道隆、金沢 充隆、牛木 義、今井 俊哉、根岸 赴夫

4 欠席委員 小林 享、石関 正典、熊川 栄

5 事務局幹事出席者

都市計画課 小島課長、勝見次長、下山次長

6 議案

第1号議案 伊勢崎都市計画区域区分の変更（第9回定期見直し）について

第2号議案 太田都市計画区域区分の変更（第9回定期見直し）について

7 議事概要 別紙のとおり

第209回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会=小島課長)

お待たせいたしました。

ただいまから第209回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

それでは委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。

本日現在ご出席をお願いしました委員の皆様は15名でございますが、代理出席の方を含め、現在12名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、今回が成立していることをご報告申し上げます。

なお今回の審議会は、お手元にお配りいたしました次第に沿って説明させていただきたいと思います。また、これ以後、説明・質疑応答は着座にて行います。

それでは、これより議事に入らせていただきます。小磯会長、よろしくお願いします。

(小磯会長)

それでは議事に従って進めて参りたいと思います。

議事に先立ちまして、議事録署名人を2名指名させていただきます。

今回は津久井委員と今泉委員にお願いします。よろしくお願ひいたします。

なお、議案の説明の方は事務局からいたしますので、ご了承願います。

続きまして本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについてのご検討をお願いします。

これについて事務局から説明をお願いします。

(勝見次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(小磯会長)

ただ今のご説明のとおり、本日の議案につきましては公開にするとの提案でございます。審議を公開することについて、ご異議等はございますか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議がないということですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開いたしまして、傍聴を認めることといたします。

それでは事務局は、傍聴者を入場させてください。

(勝見次長)

本日の傍聴者は、ございません。

(小磯会長)

それでは、ただいまより事務局が写真撮影を行います。

ただ今から議案の審議を行います。

第1号議案及び第2号議案は、いずれも定期見直しにかかる各都市計画区域の区域区分の変更に関するものですので、一括で上程いたします。各議案について、事務局から説明をお願いします。

(下山次長)

都市計画課次長の下山と申します。それでは説明させていただきます。

第1号議案の伊勢崎都市計画区域区分の変更、第2号議案の太田都市計画区域区分の変更については、はじめに共通となる部分について一括してご説明いたします。

「区域区分の変更」は、「人口フレームという市街化区域内における将来人口」を見直すこと、及び「市街化区域と市街化調整区域の境界」を変更することであり、本県では市街化区域がある県央広域都市計画圏と東毛広域都市計画圏のみが対象となります。

人口フレームについては、人口の推移をもとに適時適切に見直す必要があることから、おおむね5年ごとに実施する都市計画基礎調査結果をもとに、定期見直しの際に変更しております。

また、「市街化区域と市街化調整区域の境界」も変更し、伊勢崎4地区、太田4地区を新たに市街化調整区域から市街化区域に編入となります。

各地区的詳細については後ほどご説明いたします。

お手元の議案書2ページを御覧下さい。同じ内容の添付図面の図-1をスクリーンに表示しております。

「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」について、「計画図表示のとおり」とありますが、こちらは後ほどご説明いたします。

次に、2の「人口フレーム」についてご説明します。

「人口フレーム」とは、都市計画を定める上で都市の規模の目標となる将来の予測人口であり、市街化区域の範囲を決定する際の重要な指標となります。群馬県においては、広域都市計画圏単位で設定しており、県央と東毛の2圏域で設定しています。今回の議案では伊勢崎は県央に属し、太田は東毛に属しています。

県央広域都市計画圏における令和12年（目標年）の市街化区域内人口（人口フレーム）は、562,600人に減少すると予測しています。一方で、市街地として適切な人口密度を保ちながら、令和12年時点で市街化区域内に収容できる人口、表では「分配する人口」としていますが、それよりも少ない548,900人と想定しており、この差分13,700人は市街化区域内に収容できない可能性がございます。この差分を保留人口といい、住居系の市街化区域を拡大する場合には、13,700人の範囲内で拡大できる余地があるということになります。

次に、東毛広域都市計画圏の「人口フレーム」についてご説明します。添付図面の図－2またはスクリーンをご覧下さい。

東毛広域都市計画圏における令和12年の市街化区域内の将来予測人口は、304,600人と予測しています。一方で、適切な人口密度を保ちながら、令和12年時点では市街化区域内に収容できる人口（配分する人口）は308,100人と想定され、将来予測人口より3,500人多くなっています。現在の市街化区域内で将来人口が収容できるということになるため、保留人口は想定されないということになります（保留人口はされていません）。

なお、前回の議案同様、今回の定期見直しでは、東毛地区において住居系の新たな開発はありません。

お手元の第1号議案の伊勢崎の議案書3ページを御覧下さい。

区域区分の変更理由について示しております。前段5行目までは人口フレームの見直しに関する部分です。先ほどご説明したとおり、人口フレームについて都市計画基礎調査結果をもとに、適切に見直すというものです。第2号議案も共通の理由となっております。

次に、6行目からの後半部分についてご説明します。この部分も個別地区の編入がある区域についてその具体的な内容を記載しております。

お手元の添付図面の図－3またはスクリーンをご覧下さい。

こちらは、今回区域区分を変更する箇所につきまして、概要と位置を示した図です。市街化調整区域から市街化区域に編入する区域には、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域、新市街地」と「すでに市街地を形成している区域、既成市街地の2種類がありますが、今回議案においてはすべて新市街地での編入となります。

新市街地については市街地整備が確実となった区域について編入するものとしており、8地区とも工業団地造成事業等の実施が確実となったことから市街化区域に編入するものとしております。

それでは各地区的詳細について順番にご説明します。

お手元の議案書の4ページとあわせて、添付図面の図4またはスクリーンをご覧ください。

まず、第1号議案の伊勢崎都市計画区域についてご説明します。図面は編入位置を示した総括図となります。

長沼地区、田中町第二地区、阿弥大寺町地区、境下渕名地区の4地区を編入します。長沼地区は市南部の既存工業団地隣接区域、田中町第二地区、阿弥大寺町地区は市西部の既存工業団地隣接区域、境下渕名地区は市東部の既存工業団地隣接区域になります。

お手元の添付図面の図－6またはスクリーンをご覧ください。

添付図面5と6を合わせたものをお示ししております。長沼地区についてご説明いたします。工業系の土地利用を予定しています。

今回市街化区域に編入する区域は左の計画図の中央、既存用途に挟まれた編入後、赤の実線で示した範囲となります。また、右の土地利用計画図は編入後の想定の土地利用を示したもので、灰色で道路、緑色で緑地、水色で調整池をお示ししています。なお、用途地域は工業地域を予定しています。

お手元の添付図面の図－8またはスクリーンをご覧ください。

添付図面7と8を合わせたものをお示ししております。田中町第二地区についてご説明

いたします。工業系の土地利用を予定しています。

今回市街化区域に編入する区域は左の計画図で赤の実線で示した範囲となります。右の土地利用計画図では、編入後の土地利用として灰色で道路、緑色で緑地、水色で調整池をお示ししています。なお、用途地域は工業地域を予定しています。

お手元の添付図面の図－10またはスクリーンをご覧ください。

添付図面9と10を合わせたものをお示ししております。阿弥大寺町地区についてご説明いたします。工業系の土地利用を予定しています。

今回市街化区域に編入する区域は左の計画図で赤の実線で示した範囲となります。右の土地利用計画図では、編入後の土地利用として灰色で道路、緑色で緑地をお示ししています。なお、用途地域は工業地域を予定しています。

お手元の添付図面の図－12またはスクリーンをご覧ください。

添付図面11と12を合わせたものをお示ししております。境下渕名地区についてご説明いたします。工業系の土地利用を予定しています。

今回市街化区域に編入する区域は左の計画図で赤の実線で示した範囲となります。右の土地利用計画図では、編入後の土地利用として緑色で緑地をお示ししています。なお、用途地域は工業地域を予定しています。

お手元の添付図面の図－13またはスクリーンをご覧ください。

続いて、第1号議案に係る策定の経緯について説明します。住民意見反映措置の結果、公述の申し出はなかったことから公聴会は中止となり、都市計画法第17条による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

その後、伊勢崎市にも意見聴取し、異存ない旨の回答をもらっています。今後、国土交通省への協議を経て、令和8年2月頃の決定告示を予定しております。

お手元の議案書の7ページと合わせて添付図面の図－14またはスクリーンをご覧ください。

続いて、第2号議案の太田都市計画区域についてご説明します。太田は、新田大地区、新田小金井地区、東今泉地区、出塚粕川安養寺地区の4地区となります。

新田大地区は、市西部の既存工業団地隣接区域、新田小金井地区は、市中心部の（主）前橋館林宣沿いの既存工業団地隣接区域、東今泉地区は太田・桐生IC周辺で既存工業団地隣接区域、出塚粕川安養寺地区は市南部国道17号沿の区域となります。

添付図面の図－16またはスクリーンをご覧ください。

添付図面15と16を合わせたものをお示ししております。新田大地区についてご説明します。工業系の土地利用を予定しています。

今回市街化区域に編入する区域は左の計画図での境界は赤色の実線で示した範囲となります。右の土地利用計画図では、編入後の土地利用として灰色で道路、緑色で緑地、水色で調整池をお示ししています。なお、用途地域は工業専用地域を予定しています。

添付図面の図－18またはスクリーンをご覧ください。

添付図面17と18を合わせたものをお示ししております。新田小金井地区についてご説明いたします。工業系の土地利用を予定しています。

今回市街化区域に編入する区域は左の計画図で赤の実線で示した範囲となります。右の土地利用計画図では、編入後の土地利用として黄色が事業用地、水色が調整池をお示しし

ています。なお、用途地域は工業専用地域を予定しています。

添付図面の図－20またはスクリーンをご覧ください。

添付図面19と20を合わせたものをお示ししております。東今泉地区についてご説明いたします。工業系の土地利用を予定しています。

今回市街化区域に編入する区域は左の計画図で赤の実線で示した範囲となります。右の土地利用計画図では、編入後の土地利用として黄色が事業用地、水色が調整池をお示ししています。なお、用途地域は工業専用地域を予定しています。

添付図面の図－22またはスクリーンをご覧ください。

添付図面17と18を合わせたものをお示ししております。出塚粕川安養寺地区についてご説明いたします。工業系の土地利用を予定しています。

今回市街化区域に編入する区域は左の計画図で赤の実線で示した範囲となります。右の土地利用計画図では、編入後の土地利用として黄色が事業用地、水色が調整池をお示ししています。なお、用途地域は工業地域を予定しています。

お手元の添付図面の図－23またはスクリーンをご覧ください。

続いて、第2号議案に係る策定の経緯について説明します。住民意見反映措置の結果、公述の申し出はなかったことから公聴会は中止となり、都市計画法第17条による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

その後、太田市にも意見聴取し、異存ない旨の回答をもらっています。今後、国土交通省への協議を経て、令和8年2月頃の決定告示を予定しております。

以上で、第2号議案の説明を終わります。慎重ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(小磯会長)

添付図面の「図－13」と「図－23」の「都市計画の策定の経緯の決定方針」のところの一番下「決定告示」の欄の記載が「令和7年2月」となっていますが、これは「令和8年2月」の予定ということでおろしいですね。

(下山次長)

ご指摘のとおり、令和8年2月です。申し訳ありません。

(小磯会長)

それでは、ただいま説明のありました第1号議案及び第2号議案につきまして、委員の皆様からご意見、あるいはご質問があれば、お願ひいたします。

(津久井委員)

添付図面の「図－8」の水色の部分の説明が「調整池」とのことだったが、図面の凡例の表記は「住宅等用地」となっている。どちらが正しいか。

(下山次長)

凡例の表記が正確で、水色の部分は「住宅等用地」になります。私の説明が誤っておりま

した。申し訳ありませんでした。

(今井委員)

添付図面「図—18」の新田小金井地区の造成区域に、それぞれ「開発事業者A・B・C」と記載があるが、これは、既に開発事業者が決定しているということか。

(下山次長)

はい、その通りです。

(今井委員)

太田市では、スバルが生産車の電動化を進めていることに伴い、下請け業者が別ラインで部品を製作する必要があり、土地の需要が非常に高まっているため、その事情を酌んでいただけだとありがたい。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、第1号議案及び第2号議案につきましては、原案のとおり決定するということで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議ないものとして、そのように決定いたします。

以上で、本日ご用意している審議は終了いたしました。

それでは次第の3 その他ですけれど、事務局から何かございますか。

(小島課長)

次回、第209回の審議会の開催についてですが、通例ですと3月中旬頃を予定しているところですが、具体的には、会長及び委員の皆様方にご相談のうえ期日を決定させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、学識委員7名の皆様方の任期が、来る令和8年3月27日で満了となるため、近日中に改選の手続きを行う予定でございます。対象の委員の方には、今後事務担当より改選に関するご連絡をさせていただく予定ですので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。以上でございます。

(小磯会長)

今回の期日及び一部委員の方々の改選につきまして、今ご説明がございました。

そのようなことで扱わせていただくということでよろしいでしょうか。

(特になし)

(小磯会長)

特にご異議がございませんので、そのようにしたいと存じます。

それでは、本日は以上をもちまして終了させていただきます。

委員の皆さん本当に熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会 10 : 25)